

別冊資料②

演習シート

講師の指示があるまで、開かないでください。

鈴木昭夫さん 80歳 男性

【最初の関わり】

昭夫さんは、脳梗塞の後遺症がある妻（要介護4）の介護をしていたが、近所から孤立しているという相談が民生委員からあり、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が自宅を訪問。

しばらく話を聴いていると、一人で介護をしてきた苦労話、施設を転々として、今の家にたどり着いたことなどを話してくれた。

妻の間には子どもはいない。昭夫さんが介護に疲れていること、妻も施設入所を望んだことから、まもなく妻は施設に入所し、その2年後に他界した。

【昭夫さんからの相談】

妻の逝去後、久しぶりに社会福祉協議会の相談室へ来訪。

「これからの大切な話だ。あんたには、色々世話になったけど、俺はお分かりの通り、天涯孤独なんだよ。」

「兄嫁は、俺の財産を狙ってたから、話にならなかった。姪っ子は小さい頃は時々やってきたが、親と同じで、小遣いが目当てだった。」

「最近では連絡も取っていない。兄貴が亡くなったときも知らせてもくれなかったんだから」

「一人になって気がついたけど、もし、認知症になったり、ばあさんみたいに身体がきかなくなったりした時にどうしようかなあとと思って」と言う。

【昭夫さんの希望と不安】

- 元々、宮大工で、仕事にもこだわりが強かったとのこと。
- お宮巡りをして、自分らしく最期まで暮らしたい。
- もし亡くなったときは、昔、修繕で関わったことがあるA県の〇〇寺に納骨してほしい。
- 財産は、慈善団体に寄付したい。
- あんな金のことしか言わない親族には残したくない。
- 葬式はどうなるのかな？

昭雄さんの基本情報

- 家族構成：一人暮らし、兄嫁や姪たちは、近県に住んでいるが行き来はない
- 住宅 公営住宅1階 家賃3万円
- 経済状況：年金額8万円 預貯金5,800万円
- 介護保険認定：自立
- 社会活動：特にはなし。団地の子ども神輿が気に入らないと言って、作って寄付したことがあり、役員は感謝している

- Q1. 昭夫さんに任意後見制度についての説明をします。
中核機関として、説明した方が良く、確認しておいた方が良く、どのようなことですか？

メモ欄

Q 1 昭夫さんに任意後見の説明をします。
中核機関として、説明した方が良く、
確認しておいた方が良く、はどのようなことですか？

1. 任意後見制度を説明する中で・・・

- 法定後見制度との違い
- 見守り契約、財産管理身上監護委任契約
- 自分で、任意後見人を選ぶ・・・身近にいないければ、専門職にも頼める
- 報酬が必要になる
- もし認知症になったら、お願いした後見人には、監督人がつく。その人は家庭裁判所が選ぶ
- 監督人の報酬は、家庭裁判所が決める
- 監督人がつくると任意後見が始まるが、その前なら一定の書面によりやめることができる。
- 元気なときから、任意後見をお願いする受任者に見守りや亡くなってからのことをお願いする契約を結べる

2. 昭夫さんの判断能力の確認

- どうして、「認知症になったら」と考えるようになったのか？
- 生活の中で困っていることはなにか
- 親族には本当に連絡をしなくて良いのか

Q2. 昭夫さんが、法律職の第三者と「任意後見契約を結ぼうかな」「専門の人に相談してみようかな」と考えるようになりました。中核機関として、どのように関わる事が考えられますか？

メモ欄

Q 2-1 昭夫さんが、
法律職の第三者と「任意後見契約を結ぼうかな」
「専門の人に相談してみようかな」と考えるようになりました。
中核機関として、どのように関わることが考えられますか？

○中核機関としての対応

- 任意後見について、もう一度具体的にわかりやすく説明し、意思を確認しましょう
- 結論を急がず、時間を掛けて、例えば質問の方向を変える、後日改めて相談の機会を設ける等正確な意思を引き出す事が大切
- 本人に対して、法律的な、専門的な用語をかみ砕いて、出来るだけ平易な言葉で、説明しましょう
- 常に本人が、理解しているか確認しながら進めましょう
- 批判的な対応をせず、こちらから心を開いて肯定的に受け止めましょう
- 本人が希望することと合致しなかったり、経済的に不安になったりすることもあるので、その際は、選択の幅を広げ、実現可能なことはないか一緒に調べ、適確な意思の決定ができるような支援を心がけましょう
- 任意後見にはデメリットもあることも理解してもらい、契約の取消権がないことや任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決めること等を理解してもらいましょう。

9

Q 2-2 昭夫さんが、
法律職の第三者と「任意後見契約を結ぼうかな」
「専門の人に相談してみようかな」と考えるようになりました。
中核機関として、どのように関わることが考えられますか？

○専門職・昭夫さん・中核機関等

- 専門職への相談時、昭夫さんが、任意後見の内容がわからなかったり、「わからないこと」を言い出せないかもしれないので、中核機関の職員が立ち会って、一緒に話を聴き、昭夫さんのペースで、決められるようにする
- もし本人が、信頼している専門職がいれば、同席してもらい、本人が言い出しにくそうなことを確認してもらうことも良いでしょう
- 専門職が勧める契約内容が、昭夫さんには、合わないことも考えられるので、吟味する時間をもらうこともあるでしょう



10

Q3. 昭夫さんから契約書の案を見せられ、「これでいいと思うか？」と聞かれました。
どう対応しますか？

Q3 昭夫さんから契約書の案を見せられ、
「これでいいと思うか？」と聞かれました。
どう対応しますか？

○契約書を1つずつ理解し納得しているか、不安になっている箇所はないかを確認し、不安があれば専門相談へとつなぐ

- 各種契約の理解
- 財産を預ける事への理解
- それぞれの報酬額への納得
- 発効する場合の確認

将来における要望の確認

昭夫さんの将来に対する不安の原因、その周辺環境との関連、親族を含めた人間関係、昭夫さんを取り巻く全体的な情報把握

- ① 子どもの頃の話を発端に、活躍していた頃、親族、居住地など
- ② 身体の調子、病歴、服薬など身上の保護に関すること（ケアマネ・病院のMSWなどから情報収集可能）
- ③ 友人、近所の関係
- ④ 収入や支出、資産や負債、日常の金銭管理
- ⑤ 宗教や墓地、葬送の希望、死亡時の連絡先（死後事務委任契約を考える場合の情報）

12

Q4. 任意後見制度について、どのような広報が考えられますか？

Q4 任意後見制度について、
どのような広報が考えられますか？

- 創意工夫を皆さんから教えてください・・・
- 「ついで、つて、繋がり」の3つの「つ」を大事に・・・
- ○○の「ついで」に
- ○○の「つて」で
- ○○の「繋がり」で



鈴木昭夫さんは、佐藤さんという法律職と、任意後見契約を結びました。

事例のその後

【昭夫さんの変調】

民生委員が、公園のベンチでぼーっと座っている昭夫さんを見かけ、声を掛けると、いつものように笑ったが、「えーと…、」と民生委員の名前が出てこない。うちまで送ると「あがってお茶でも…、」と、いつもの昭夫さんだった。

【風景画と壺】

居間に入ると見たことのない風景画が飾ってあった。「公園で知り合った親切な人から譲ってもらった。他にもあるんだけど、どうしたら良いかな？」と言う。

部屋はいつも通りきれいに片づいていたが、押し入れを開けると、壺が二つ、小さな絵が一枚出てきた。「昭夫さん、こういうのが好きなんですか？」と尋ねると、「とっても親切にしてくれるんだよ。その絵を譲ってくれた人」と。

【郵便局からの相談】

郵便局の局長から社会福祉協議会へ「この頃昭夫さんが、よくやってきては、5万円、10万円と振り込みをしていく。今月3回目なので、『どこに振り込むの？』と聴くと怖い顔で、『俺の貯金だろ！』と。何だかおかしいから連絡したのよ」と相談が入った。

【さらなる変調】

社協の職員と担当の民生委員の二人で訪問すると、昭夫さんは、「お揃いでなんだね？でも久しぶりに一寸話したいことがある」と押し入れを開けて、「この壺、誰が持ってきたか知っているかな？」と言う。

相談員が「この事を佐藤さん（任意後見受任者）に話したことあるの？」と尋ねると「佐藤さんには、いっていない。けど、この前、ばあさん（すでに他界）が、一人で来たり、ここにあった本が、隣の部屋にあったり、この頃不思議なことばかり起こる」と話し始めた。話を聴きながら、「佐藤さんと近々一緒に来ても良いですか？」というと、「大歓迎だ。あんたが来ると何でも解決だからね」といつもの笑顔で見送ってくれた。

Q5. これからどんな手続きをしますか？

Q5 これからどんな手続きをしますか？

*社協の職員が、中核機関につながりました。日頃から関係づくりができていると、つながった人から情報が入ってきます。郵便局も民生委員も見守りをしていたこととなります

- 現状を受任者に把握してもらう 「先生からお話ししてみましたか」
- 本人が、契約したことを忘れている場合・・・エピソード等を示して思い出してもらう
- 任意後見監督人の選任申立てができるか？・・・受任者の申立てでも本人の同意があれば、選任審判がなされる（場合によっては、受任者の行う申立への支援（本人への関わりをサポート）を行う）
- ・裁判所は、発効に対する意向、任意後見監督人に対する意向、本人の判断能力に対する調査を行う・・・判断能力が低下し「選任に同意しない」と任意後見受任者に不信感を述べることもある

Q6. もし、(契約したことを) 忘れている、または「いやだ」といった場合はどのように対応しますか？

Q6 もし、(契約をしたことを) 忘れている、
または「いやだ」と言った場合は、どのように対応しますか？

・ どうして「いや」なのか？

➤ まずは、根気よく、押しつけにならないように話を聞いていく

「忘れている」のか「受任者に問題があるのか」により対処

○ 「忘れている」

➤ 本人の利益のために特に必要であると認められる場合には、法定後見開始の審判

○ 受任者に問題がある

・ 事実確認・本人の意向確認・専門職の場合は専門職団体に

➤ 財産侵害を受けている・・・虐待かも（地域包括支援センターと調査）・・・取消権が必要かも（法律家に相談）

➤ 信頼感がない・・・中核機関の職員からみても、今後を託すには、関係づくり等ができていない。
ミスマッチか？

● 同意がない・・・「本人がまだまだできる」家裁：選任に同意しない場合は手続きができない

● 拒む理由：虐待等も考えの中に入れておく



(様式1)

任意後見契約等の重要事項説明書

令和 年 月 日

委任者

様

任意後見契約等に関して、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

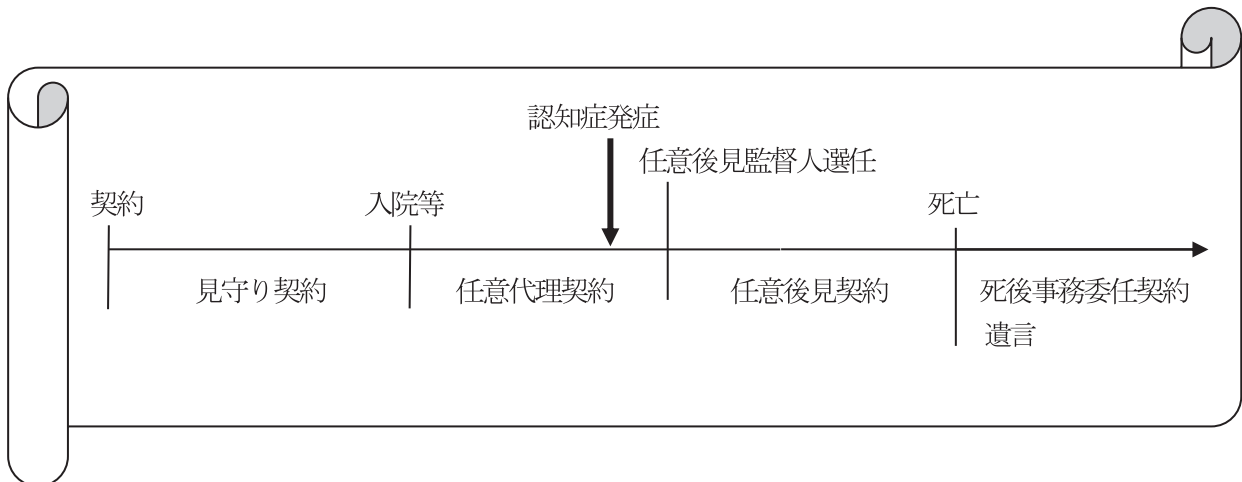
説明者：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 社員
(任意後見) 受任者

司法書士

印

事務所

電話番号



<p>1. 任意後見契約 について</p>	<p>(契約の趣旨) 認知症等により判断能力が低下したときに備えて、あなたのために行う生活・療養看護及び財産管理に関する事務を事前に定めておきます。</p> <p>(事務の開始) 家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時から開始します。</p> <p>(事務の範囲) 契約で定めた代理権目録に記載された事務を行います。</p> <p>(任意後見開始の同意など) 任意後見を開始するにあたっては、原則としてあなたの同意を必要とします。ただし、あなたがその意思を表示することができない場合には、あなたの同意を得ずに、やむなく任意後見を開始する手続きを行うことがあります。</p>	<p>月 日 説明済み <input type="checkbox"/></p>
---------------------------	---	--

2. 見守り契約	<p>(契約の趣旨) お元気なあなたと定期的に連絡をとります。お身体の状況や、判断能力を見守りながら信頼関係を深め、気軽に相談ができるようにする契約です。</p> <p>(事務の開始) 契約と同時に開始します。</p> <p>(事務の範囲) 電話連絡、訪問等であなたの状況を確認します。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
3. 財産管理等委任契約	<p>(契約の趣旨) あなたの判断能力に問題はありませんが、入院等の事情により、あなたへの援助が必要となったときのために行う事務の代理権を付与する契約です。</p> <p>(事務の開始) あなたが希望した時より開始します。</p> <p>(事務の範囲) 契約で定めた委任事務目録に記載された事務を行います。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
4. 死後の事務の委任契約	<p>(任意的契約) あなたの希望により、任意後見契約等に付随して結ぶものです。</p> <p>(契約の趣旨) あなたが亡くなられた時に、葬儀や未払債務の支払いなどに関する事務を行う代理権を付与する契約です。</p> <p>(事務の開始) あなたの死亡とともに開始します。</p> <p>(事務の範囲) 死後事務委任契約で定めた範囲で委任事務を行います。</p> <p>(見守り契約中の場合) この場合には、財産を管理していませんので死後事務は行うことができませんので、ご注意ください。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
5. 契約の変更について	<p>(変更の自由) 必要に応じて契約の内容を変更することができます。</p> <p>(変更の費用) 契約内容の変更は原則として公正証書で行いますので、公証人の手数料など費用がかかります。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
6. 契約の解除について	<p>(解除の自由) 契約した後でも、あなたから自由に解除することができます。但し、任意後見契約の発効後は、家庭裁判所の許可が必要です。</p> <p>(解除の費用) 任意後見契約の発効前の契約の解除は、公証人の認証を受けた書面で行いますので、公証人の手数料など費用がかかります。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
7. 遺言書の変更	一旦作成した後でも、自由に変更できます。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

8. 報酬等	契約書作成の報酬等	①任意後見契約書作成報酬 ②任意代理契約書作成報酬 ③死後事務委任契約書作成報酬 ④遺言書作成報酬 ⑤公証人の報酬 ⑥戸籍謄本等取り寄せの報酬 ⑦各種実費	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	契約書作成に至らない場合の報酬等	上記の報酬・実費は、契約に至らなくても進行度合いに応じて発生します。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	定額報酬（消費税別）	①見守り契約の場合 年額 円 ②任意代理契約の場合 月額 円 ③任意後見契約の場合 月額 円	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	上記契約の定額報酬以外の報酬	別紙のとおり 注）受任者側において、書面を提示して説明してください。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	監督人報酬	①任意後見契約の場合→家庭裁判所が監督人の申立てにより決定します。 ②任意代理契約の場合→月額 円（消費税別）	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	死後の事務の報酬	金 円（消費税別）	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
9. その他	監督について	①任意後見契約の場合→家庭裁判所が監督人を選任します。 ②任意代理契約の場合→公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが監督します。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	任意後見人にはできないこと	任意後見契約は、あなたの生活のすべてを支援できるわけではありません。任意後見人であっても、たとえば次のようなことはできません。 ・事実行為 ・一身に専属する行為 ・身元引受人となること ・手術等の医療行為への同意 ・委任事務の範囲（代理権の範囲）を超えた行為 ・あなたの行った契約等法律行為の取消し	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

	任意後見から法定後見への移行に関すること	委任事務の範囲（代理権の範囲）を超えた事情の発生、あなたの行った不利益な契約等法律行為の取消しなど、任意後見契約では対処できません。このようなあなたの生活や財産を守りきれない状況が発生した場合には、やむなく法定後見へ移行する手続きを行うこととなります。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	守秘義務及び個人情報の保護について	業務上知り得たあなたの個人情報、正当な理由なくして、第三者に漏らすことはいたしません。但し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは社員である受任者を監督・指導する義務があるので、その範囲内において受任者より書面で報告を受けることとなります。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

この重要事項説明書を受領し、この書面に基づく説明を受け、内容に同意いたします。

令和 年 月 日
委任者

住 所

氏 名 印

上記説明に立ち会いました。

住 所

氏 名 印

※本レジュメの内容は、平成29年の講演会開催当時のままであり、その後の民法改正の内容が反映されておられませんので取扱いにご注意ください。

【参考資料②】 任意後見等の理解

平成29年2月25日

足立区生涯学習センター 区民による区民のための生涯学習推進委託事業
「老後の不安を安心に変える賢い備え」
～認知症、介護と仕事両立、後見制度、足立区の施策～

「任意後見制度と遺言」

司法書士 矢頭 範之

- 目次
- 1 任意後見制度と遺言の違いは何か？
 - 2 任意後見制度はどのような制度か？
 - 3 任意後見制度はどのような人に薦められるか？
 - 4 任意後見制度はどのような活用方法があるか？
 - 5 任意後見制度を利用する上でどのような注意点があるか？
 - 6 遺言はどのような制度か？
 - 7 遺言はどのような人に薦められるか？
 - 8 遺言はどのような活用方法があるか？
 - 9 遺言を利用する上でどのような注意点があるか？
- 附録（任意後見制度に関するQ&A）

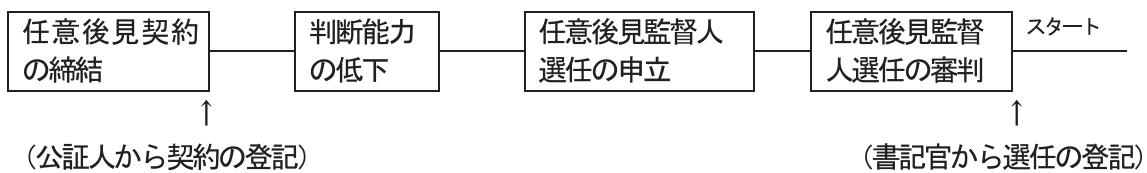
1 任意後見制度と遺言の違いは何か？

- ・ 任意後見制度 自己の判断能力が低下した時のために生活・療養看護・財産管理についての後見事務を予め委託する制度
→ （自分の老後のための制度）
- ・ 遺言 自己の死後、その財産承継等について最終意思を表示しその実現を保障する制度。
→ （自分の死後のための制度）

2 任意後見制度はどのような制度か？

- 1 任意後見契約の内容
(1) 任意後見契約の定義

- ・ 自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約
- ・ 特約 任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の定め



(2) 基本的な枠組み

①代理権の範囲

身上監護・財産管理に関する事項

代理権とは・・・
 例えば、預貯金口座から預金の払戻しを受けたり、施設と入所契約の締結することを本人に代わって行う権限のことです。代理権がないにも関わらず本人に代わって行ったこれらの行為は、無権代理行為として、選任された法定後見人などが後に承認しない限り無効です。

財産管理事務として

- ・金融財産の管理・保存・処分
- ・不動産の管理・保存・処分
- ・定期的な収入の受領および費用の支払
- ・遺産分割・相続放棄など
- ・保険契約
- ・税金の申告など官公庁への行政上の手続き

身上監護事務として

- ・介護契約の締結・変更・解除
- ・施設入所契約の締結・変更・解除
- ・障害者自立支援法・介護保険法上の申請および異議申し立て
- ・医療契約（病院入院契約も含む）の締結・変更・解除

婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組の離縁等一身専属権に属する権限は対象外
 「代理権を付与する委任契約」 契約などの法律行為が対象
 介護などの事実行為は対象外
 例えば、「事業者ヘルパーの派遣に関する契約を締結すること」は対象
 「掃除をすること」は対象外

②停止条件付契約

任意後見契約を締結してもすぐにはスタートしない。
 本人の判断能力が低下して、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき契約の効力が生じる仕組み

③任意後見人には誰がふさわしいか

誰がなるかについての資格制限はないが、任意後見監督人選任審判の障碍事由として任意後見受任者を制限する規定がある。(任意後見法4条1項ただし書3号)

- ・未成年者
- ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ・破産者
- ・行方の知れない者

- ・本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- ・不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者
- *不適任者を選任してしまうと権利・財産侵害の恐れがあるので、慎重に選任する必要がある。

⑥公正証書で契約書を締結する必要がある。

契約の有効性の担保、改ざんの防止、漏れなく登記する必要性、登記事項証明書の発行

⑦公的機関の監督がなされる。

家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人を監督する。

家庭裁判所は任意後見監督人から報告を受ける方式で間接的に監督する。

⑧任意後見が法定後見に優先する。

「自己決定の尊重」の理念を反映したもの

⑨後見登記制度がある。

公的証明書の発行される。

法定後見開始の審理で任意後見契約の有無を確認できる

(3) 任意後見制度と法定後見制度の違い

	法定後見制度	任意後見制度
制度利用の端緒 鑑定の有無	申立権者による審判の申立て 補助は原則不要、保佐後見は原則 必要	本人と任意後見受任者による契約 任意後見監督人選任手続について 原則不要
後見人等選任・ 権限付与の主体	家庭裁判所 (家庭裁判所は本人の意見を考慮し なければならない)	本人
権限の内容	代理権 同意権・取消権 よって、行為能力の制限がある	代理権 よって、行為能力の制限はない
効力の発生時期	審判の告知から2週間満了時	任意後見監督人選任審判の告知
権限の追加	申立てにより代理権、同意権・取消 権を付与できる	新たな契約の締結が必要 意思能力の存在が必要
監督機関	家庭裁判所 後見等監督人は必須ではない	任意後見監督人(必須) 家庭裁判所は間接的監督
後見登記の手続	審判確定後裁判所書記官が登記嘱託 手続を行う。	任意後見契約締結後公証人が登記嘱 託手続を行う。(未発効) 任意後見監督人選任審判後裁判所書 記官が登記嘱託手続を行う(発効)

解任事由の発生	後見人等の職務停止と職務代行者の選任→後見人等解任審判（職権可）	任意後見人の職務停止→任意後見人解任審判（申立てによる）
後見人の報酬	報酬付与審判による	契約に規定がなければ無償が原則。報酬額は契約に規定する。支払時期は、規定がなければ任意後見事務終了時。よって、定期的に受領するためにはその旨の規定必要
監督人の報酬	報酬付与審判による	報酬付与審判による
終了事由	後見等開始審判の取消し 本人の死亡	本人の死亡・破産手続開始 任意後見人の死亡・破産手続開始 任意後見人解任・辞任、契約解除 法定後見開始

3 任意後見制度はどのような人に薦められるか？

1 どのような人に制度利用を薦められるか

- ① 一人暮らしでしかも身寄りがいないので、判断能力が落ちた後のことが心配。
- ② 自分を後見してくれる人は、自分自身で選びたい。
- ③ 判断能力が落ちた後も、自分で決めたライフスタイルを続けたい。
- ④ 終末医療について、なるべく自分の希望どおりにしてもらいたい。
- ⑤ 葬儀や埋葬等について、自分の希望を叶えたい。

2 任意後見制度のメリット

- ①親族等に申立人を依頼する必要がない。
- ②本人と後見人との間に信頼関係を築き、希望などをつたえる情報交換する期間を得られる。

4 任意後見制度はどのような活用方法があるか？

1 複数の任意後見契約

①同時に複数の任意後見人が後見事務を行う場合

複数の任意後見契約の締結 職務分掌

注意点：一方の任意後見人が死亡などにより事務遂行が不可能となった場合の対応。
契約上職務分掌をしてしまうと、一方の代理権の範囲では本人の支援が不能となってしまう。

②ある任意後見人に死亡後、もう一人の任意後見人が事務を引き継ぐ場合

複数の任意後見契約の締結 一方のみを任意後見監督人選任 ライフプランの活用

2 「親亡き後」問題

知的障害者等の子においては法定後見制度の利用
親については任意後見制度の利用

3 見守り契約・財産管理等委任契約（任意代理契約）・遺言書との組み合わせ

- (1) 財産管理等委任契約（任意代理契約）との併用
- (2) 見守り契約との併用（特に、専門家が受任者となる場合）
- (3) 死後の事務の委任契約との併用

〔死後の事務処理に関する委任契約〕

第〇〇条 甲は、乙に対し甲の死後における次の事項を委任する。

- 1 甲の葬儀、埋葬、供養に関する事項
- 2 甲の生前に発生した本件後見事務にかかわる債務の弁済
- 3 家財道具、身の回りの生活用品等の処分
- 4 その他本件後見事務の未処理事務
- 5 相続財産管理人の選任申立手続
- 6 復代理人の選任

② 前項の事務処理に要する費用は、甲の財産から支弁する。

(4) 上記各方法と任意後見契約との関係

見守り契約

財産管理等委任契約（任意代理契約）

任意後見契約

締結

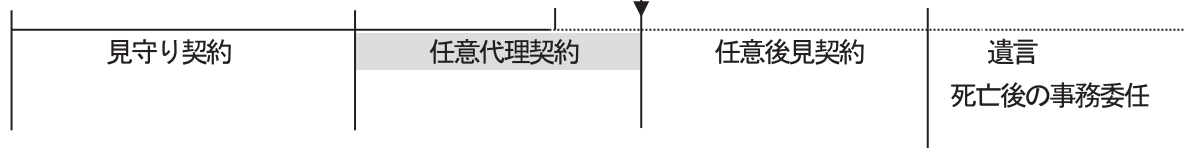
入院等

認知症

任意後見監督人

選任審判

死亡



5 任意後見制度を利用する上でどのような注意点があるか？

1 任意後見契約と任意代理契約の併用

【事例1／2007年4月26日毎日新聞（東京朝刊）】

- ・元暴力団員Aが、一人暮らしの94歳女性にリフォーム業者として近づき、女性名義のアパートを6500万円で売却し、すぐ転売した。また、Aは行政書士であったBを紹介し、女性とBは任意代理契約と任意後見契約を締結した。
- ・AとBは、女性から2人が実質的に経営する会社への出資金として2000万円を出資させた。
- ・残りのアパート売却代金全額が勝手に引き出されていた。
- ・Bらは、女性の自宅である建物と借地権についても売却しようとした。
- ・女性は預金を引き出されたため、自宅を手放さざるを得ない状況となった。

① 財産上の権利侵害

② 任意代理契約からの移行が不確実

前段の任意代理契約における受任者への監視が機能していない。委任者の判断能力が低下しても受任者の意思次第で任意後見契約へ移行されない。

③ 財産管理するためのトラップ利用

任意後見制度を「看板」に契約しながら本質的な任意後見契約へ移行しないことの悪質性。

2 任意後見契約と遺言の併用

【事例2／2008年1月29日読売新聞（東京夕刊）】

- ・病院医師が元患者の高齢者と任意後見契約を締結し、同時に元患者の高齢者は公正証書遺言を作成し、その死亡により、医師は数億円に上る全財産の遺贈を受けた。
 - ・患者「一方ならぬ世話になった。心からの感謝の気持ち」
 - ・医師「女性の遺志を尊重し、財産すべてを大学の研究に寄付する。」
- その後患者は死亡したが、医師としての倫理の観点から週刊誌等で取りざたされ、結局この医師は遺贈を放棄した。

① 遺贈の誘導と制度へ信頼性

任意後見制度は委任者と受任者が密着性の高い制度。任意後見人が遺贈を受けることは、本人と任意後見人との関係が外部から見えにくいいため、遺贈の誘導が疑われてしまい、任意後見制度自体の信頼性を損ねる。

② 利益相反

任意後見人は、本人の財産を利用して本人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高めるよう生活を支援する義務がある。

つまり、本人の財産は本人の生活のために利用されるべきであり、終了時の財産額によっては受任者が受領する額にも影響されることが考えられ、これは長年にわたる潜在的な利益相反関係を構成されると解され、倫理上の問題が生ずる。

3 即効型任意後見契約

① 契約意思の不透明さ

任意後見契約の内容の理解、その契約締結時の意思能力に疑義が生じる。

② 任意後見契約締結への誘導

判断能力が低下している委任者に対しては、受任者に有利な契約内容に誘導することが容易である。

③ 信託関係の未構築

任意後見契約の効力が生じて任意後見人が本人への財産引渡しを求めたとき、本人が任意後見契約の趣旨を理解できていない、もしくは任意後見契約締結したこと自体を失念してしまうことから、財産引渡しが困難な場合がある。

4 その他今までにあったトラブル

①任意代理契約で報酬を高くとられた。

②親族の財産争いに巻き込まれる。

③自分より任意後見人が先に死亡してしまい、せっかく締結した任意後見契約は無意味となる。

5 考えられるトラブル。

①任意後見契約を締結し、遺言で任意後見人へ遺贈するよう誘導される。

②軽度の認知症発症時に本意でない任意後見契約を締結してしまう。

③任意後見契約を締結する上で人任せにしたため、後で後悔する。

④任意後見契約締結時に任意後見人に遠慮し、自分の希望を伝えられなかったため不満が残る。

⑤付与した代理権について漏れがあったが、その代理権はどうしても必要なため、法定後見制度へ移行せざるを得ないことになる。

⑥悪徳商法等の被害に遭い、取消権がどうしても必要なため、法定後見制度へ移行せざるを得ないことになる。

6 トラブルに対する対処法

- ・任意後見制度をよく理解したうえで契約締結にはじっくり時間をかけること。
- ・もし不安や疑問が生じた場合は、遠慮することなく質問・確認し、納得いかない場合は、他の相談機関に相談し、それでも納得できない場合は契約締結を中断する。
- ・必要があれば、信頼できる人や機関に契約内容の決定に加わってもらう。
- ・任意後見人は慎重に選任する必要がある。
- ・親族に依頼する場合もにその「ひととなり」や他の親族との関係そこから生じるリスクの有無を冷静に検討する。
- ・専門家に依頼する場合は、その所属団体を通して紹介してもらう。
- ・任意後見人に自分と同世代以上の人は選ばないほうがよい。
- ・契約内容、特に報酬については納得のいくまで説明を求める。(日当など不明確な部分についてはどんな時にどれだけの金額となるのか確認する。)
- ・軽度でも認知症が発症した場合は、法定後見制度の利用が望ましい。
- ・任意代理契約については監督人を置くことが望ましい。

6 遺言はどのような制度か？

1 「遺言」とは？

「遺言」とは、遺産の分配方法や、処分方法を定め、法律で決められている相続分と違った相続分を指定するなど財産承継事項や、子の認知など身分上の事項などを、自らの最終意思を実現させるもの。

2 遺言の性質

- ①単独行為（契約と違い、相手方を必要としない。）
- ②要式行為（必ず一定の方式に従って作成しなければ、法的効力は生じない。）
- ③死後行為（遺言を作成するのは生前だが、その効力が生じるのは遺言者の死後である。）
- ④遺言は法定事項に限られる。
（遺言できる事項は法律で定められている事項のみであり、他の事項を記載しても法的効果は生じない。）
- ⑤遺言はいつでも取り消すことができる。

3 遺言の方式の種類

① 自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文と、日付と、名前を自分で書き、印鑑を押印した遺言書。

☆ 長 所

- a 費用がかからない。
- b 簡易である。
- c 証人は不要。

★ 短 所

- a 方式違反や内容不明で無効となる恐れがある。
- b 他人に破棄・変造される恐れがある。また、紛失の恐れもある。
- c 遺言者死亡後に家庭裁判所へ「検認の申立て」が必要になる。
- d 文字が書けないと遺言できない。
- e まちがえて書いたときの、訂正方法がとても複雑。

② 公正証書遺言

遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、これを公証人が公正証書として作成した遺言書。

☆ 長 所

- a 法律家である公証人によって作成されるため、無効となる恐れがほとんどない。
- b 原本が公証人役場に保管されているため、紛失・変造のおそれがなく、相続人による隠匿・破棄のおそれもない。
- 2 家庭裁判所の検認が必要ないため、遺言者死亡後即座に遺言を執行できる。
- 3 文字が書けなくても遺言を残すことが可能である。また、聴覚・言語機能障害者でも、公正証書遺言はできる。

★ 短 所

- a 費用がかかる。
 - b 公証人に作成してもらう必要がある。
- 2 証人が2人必要である。

③ 「秘密証書遺言」とは？

遺言書の本文は自分で書かなくともよいが、署名捺印は自ら行い、その証書を封じて封印し、これを公証人に提出し、公証人がその存在を証明した遺言書。

※この方式はとても面倒なため、あまり利用されていない。

④ 遺言ではないが「死因贈与」とは？

自分が死亡したら、財産を贈与するという契約のこと。

★ 長 所

- 1 遺言のように決められた要式を踏む必要がない。
- 2 死因贈与は、贈与を受ける者との契約であるため、贈与する者が病気であっても、代理人が贈与する者に代わって契約できる。
- 3 不動産については、贈与を受ける側は、自己の将来の権利を「所有権移転の仮登記」という方法で、あらかじめ保全できる。
- 4 執行者を定めることができる。

★ 短 所

- 1 所有権移転登記の際の登録免許税の税率が、相続より高い。
- 2 不動産取得税が課税される。

7 遺言はどのような人に薦められるか？

- ① 亡くなった後の相続人が一人もいない場合
- ② 遺言者に内縁の妻（又は夫）がいる場合
- ③ 長男死亡後も長男の両親の世話をしている長男の妻がいる場合
- ④ 夫婦の間に子供がなく、財産が現在の居住不動産のみの場合
- ⑤ 推定相続人の中に行方不明者がいる場合
- ⑥ 家業を継ぐ子供に事業用財産を相続させたい場合
- ⑦ 現在別居中で事実上の離婚状態にある配偶者がいる場合
- ⑧ 複数の子供の一に障害をもつ者がおり、多くの遺産をその者の相続させたい場合
- ⑨ 再婚したことにより、例えば先妻の子供と、後妻がいる場合
- ⑩ 複数の子供の一に幼くして養子になった者がいる場合
- ⑪ 自分亡き後の配偶者の生活が心配な場合

8 遺言はどのような活用方法があるか？

1 身分上の遺言事項

- ・ 認知
- ・ 未成年者の後見人の指定

2 相続に関する遺言事項

・ <推定相続人の廃除>

遺言者に対して、虐待をしたり、重大な侮辱を加えたり、あるいは著しい非行がある相続人を、相続人から排除すること。

この排除の遺言を書くと、死亡後に、遺言執行者が家庭裁判所に排除の請求をすることになる。

☆「推定相続人の廃除」記載例

遺言者〇〇の三男〇〇は、平成〇年〇月ころから、指定暴力団〇〇会の構成員となり、遺言者に暴力を再三にわたって加え、遺言者の生活資金を奪うなどの行為も繰り返してきた。これによって、遺言者は長年にわたり、多大な精神的かつ肉体的苦痛を受けてきた。したがって、遺言者は、三男〇〇を遺言者の推定相続人から廃除する。遺言執行者として次の者を指定する。(以下省略)

・ <相続分の指定、その指定の委託>

遺言によって、法律に定められている相続分と異なる相続分を定めることができる。これを相続分の指定という。この相続分の指定が遺留分に反しない限り法定相続分の規定の適用がされないため、相続人間の遺産分割協議も順調に進む場合がある。

☆「相続分の指定」記載例

遺言者〇〇は、次のとおり各相続人の相続分を指定する。

妻〇〇 6分の4

長男〇〇 6分の1

長女〇〇 6分の1

妻〇〇は長年私を支え財産形成に協力してくれたので、上記のとおり遺言した次第である。

☆「相続分の指定の委託」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の友人である次の者に相続人全員の相続分を指定することを委託する。

住 所

氏 名

生年月日

* 相続人や包括遺贈者を「相続分の指定」の受託者とすることはできないと解するのが通説である。

※相続分の指定を委託する場合は、委託される者が遺言者と相続人全員の関係を十分に把握しており、相続人に信頼されていることが望ましい。

☆この相続分の指定を第三者に委託する方法は、自分の老後を守るために活用することができる。

・ <遺産分割方法の指定、その指定の委託>

遺言で各相続人に何を相続させるかを具体的に書くことを遺産分割方法の指定という。

☆「遺産分割方法の指定」記載例

遺言者〇〇は、本遺言により、次のとおり遺産分割の方法を指定する。

1 妻〇〇は、次の財産を相続する。

(1) 足立区〇〇1丁目240番19 宅地 200・06㎡

(2) 同所同番地19 家屋番号240番19 居宅 木造スレート葺2階建
床面積 1階 50.55㎡ 2階 50.55㎡

(3) 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

2 長女〇〇には、〇〇信用金庫〇〇支店の預金全部を相続させる。

☆「遺産分割方法の指定の委託」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の友人である次の者に私の遺産の分割の方法を指定することを委託する。

住 所

氏 名

生年月日

・ <特別受益の持ち戻しの免除>

特別受益の持ち戻しとは、相続人のうちの特定の者に生前贈与がなされた場合、各相続人の具体的相続分の算定に際して、その生前贈与分の価格を遺産に加えた上で、各相続人の取り分を計算すること。この計算方法が民法で定められている。

☆「特別受益の持ち戻しの免除」記載例

遺言者〇〇は、長男〇〇に対して、平成〇年〇月〇日に金〇〇円を贈与したが、共同相続人の相続分を算定する際には、長男〇〇に対する生前贈与について、その持ち戻しを免除する。

3 遺贈について

遺言で、相続人以外の者に遺産を無償で与えることを「遺贈」という。

☆「包括遺贈」記載例

遺言者〇〇は、全財産を次の者に遺贈する。

住所

氏名

生年月日

☆「割合的包括遺贈」記載例

遺言者〇〇は、次の者らに、遺言者の全財産を次の割合で遺贈する。

1 住所

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に2分の1

2 住所.....

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に4分の1

3 住所.....

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に4分の1

※包括遺贈—遺贈の目的の範囲を、遺言者が自己の財産の全体に対する割合をもって表示した遺贈のこと。

☆「特定遺贈」記載例

遺言者〇〇は、わたしの面倒をみてくれた〇〇さんに、金〇〇万円を遺贈する。

※特定遺贈—遺贈の目的物が特定された遺贈のこと。

☆「負担付遺贈」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の内縁の妻である〇〇に現金〇〇〇万円と不動産を遺贈する。ただし、受遺者は、養護施設に入所中の遺言者の長女〇〇に対して、同人が生存中、その生活費として毎月8万円ずつを毎月末日限り、長女〇〇の入所中の施設に支払うこと。

なお、上記受遺者が上記義務を履行しないときは、遺言者の全財産を長女〇〇に相続させる。

遺言執行者として〇〇を指名する。

※負担付遺贈—受遺者（遺贈を受ける人のこと）に一定の法律上の義務を課した遺贈。負担した義務を履行しない場合は、相続人が家庭裁判所に請求することにより、遺贈が取消される場合がある。

※民法第1027条

「負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。」

★ ただし、上記のような遺贈は受遺者がよほど信頼できないと難しい。

☆「停止条件付特定遺贈」記載例

遺言者〇〇は、遺言者のめいである〇〇が、司法書士試験に合格したときは、遺言者が司法書士事務所として使用する次の土地建物を遺贈する。（以下省略）

※停止条件付遺贈とは、一定の条件が達成されるまでは遺贈の効力を生じない遺贈のこと。

・〈財団法人設立のための寄附行為〉

☆「財団法人設立のための寄附行為」記載例

遺言者〇〇は、**のため、次のとおり寄附行為をなし、前記遺言者の死後財団法人設立の意思を表示する。

- 1 目的
- 2 名称 財団法人〇〇会
(以下省略)

4 遺言の執行に関する遺言事項

遺言執行者とは、遺言者死亡後に遺言の内容を実現する人。

・〈遺言執行者の指定〉

☆「遺言執行者選任」記載例

遺言者〇〇は、本遺言の遺言執行者として、〇〇を指定する。但し、同人が死亡その他、遺言の執行をすることができないときは、本遺言の執行者として、〇〇を指定する。

5 その他の遺言事項

・〈祖先の祭祀主宰者の指定〉

☆「祖先の祭祀主宰者の指定」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の葬儀の執行、納骨、祖先の祭祀を主宰すべき者として、次の者を指定する。

住所…

氏名〇〇

生年月日

・〈生命保険金受取人の指定、その変更〉

☆「生命保険受取人の変更」記載例

遺言者〇〇は、〇〇相互会社との間で、平成〇年〇月〇日に締結した生命保険契約(保険証券記号番号〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇、被保険者遺言者、保険金額 3000 万円)を締結し、その保険金受取人を長男〇〇と指定したが、この長男が死亡したため、上記契約による生命保険の受取人を長男の妻〇〇に変更する。

・〈遺言の取消し〉

・〈「遺言事項」ではないが、「付言事項」というものについて〉

紛争を抑止する効果があるといわれている。

☆「付言事項」記載例

わたしは、良き妻と良き子供達のおかげで、いままで、楽しい人生を送ることができた。これはなにものにも替えられない幸福であり、深く感謝する。今後、わたしにもしものことがあっても、子供達は、母親にいつまでもやさしくし、くれぐれも遺産争いなどはせず、仲良く暮らして欲しい。

9 遺言を利用する上でどのような注意点があるか？

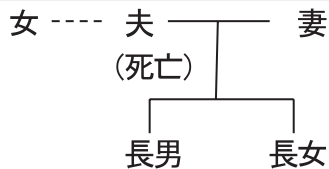
「遺留分」とは

遺言によって、民法で相続ができる権利の割合（法定相続分）と異なる内容の遺言も有効だが、ある程度制限を設けて相続人の権利を保障しようという制度で、各相続人に与えられた最低の相続権。

配偶者と子供が、相続人の場合では、配偶者の遺留分は、遺産の4分に1、
子供の遺留分は、本来の相続分の半分。
※兄弟姉妹には遺留分は無い。

その権利行使（受遺者等に対して遺留分減殺請求を行うこと。）をした場合のみ取り戻しができる。

遺留分減殺請求の例



この場合の法定相続分は、

妻 = $1/2$

長男・長女 = $1/4$

よって遺留分は、妻 = $1/4$

長男・長女 = $1/8$

にも関わらず、遺言で「内縁の妻にすべての財産を遺贈する」とした場合、遺産のうち妻は $1/4$ 、長男・長女は $1/8$ を取り戻すための遺留分減殺請求をすることができる。

* 実際には遺留分減殺請求権を行使した場合、全相続財産に対する割合でその権利が認められることになり、具体的な相続財産をどのように配分するかについては協議が整わないと家族間の訴訟等による紛争に発展する可能性がある。

・〈遺贈の減殺順序の指定〉

これは、遺留分を請求されたとしても、どうしても遺言どおりに残したい財産がある場合に、減殺の順序を指定すること。

☆ 「遺贈の減殺順序の指定」記載例

遺言者〇〇は、長男〇〇に、別紙目録記載の不動産と預金・株券全てを相続させる。二男〇〇には現金〇〇万円を相続させる。かりに、長女〇〇から、遺留分減殺請求があったときは、長男〇〇が相続する財産についてだけ減殺するものとし、その減殺は①預金②株券③不動産の順序とする。

※ 附 録 (任意後見制度に関するQ&A)

- Q 1 一人暮らしで身よりもない。認知症になった場合や死後のことが不安。どうしたらいいの？
→ 任意後見契約（移行型）の利用。死後のことは、死後の事務委任契約と遺言。
- Q 2 任意後見人を弟に頼みたいが、弟も高齢（70歳代）。弟に万一のときに備えて優先順位をつけて任意後見契約ができるか？
→ 複数の任意後見契約は可能。但し、優先順位はつけられないので、任意後見受任者間で話し合っておく必要がある。
- Q 3 自分の能力が低下したら、誰が任意後見監督人選任の申立てをしてくれるのか？
→ 任意後見受任者に任意後見監督人選任申立ての申立権がある。
→ 任意後見受任者の日ごろからの見守りが重要になるが、そのためには、任意後見契約に見守り義務条項を盛り込むか、見守り契約を結んでおくとうい。
- Q 4 必要な支援をするのに代理権がなかった場合はどうすればよいのか？
→ 代理権を拡張するための変更契約は不可。
→ 従来の契約を維持しつつ、必要な代理権に関する新たな任意後見契約を締結するか、あるいは、従来の契約を解除し、必要な代理権を含めた新たな任意後見契約を締結する。
→ 本人に契約締結能力がない場合は、後見等開始申立を行うことになる。この場合、任意後見受任者・任意後見人から申し立てることができる。
- Q 5 監督人を妹に頼みたいが可能か？
→ 任意後見監督人の候補者として希望することはできるが、選任権はあくまでも家裁にある。
→ 任意後見監督人の職務の重要性、専門性を考えると、選任される可能性は低い。また、本人・任意後見人と利害関係のある人は、選任されない。
- Q 6 どうやって監督するの？ 任意後見人がお財布を一緒にするなど不正をしていたら？
→ 任意後見監督人が直接監督し、家庭裁判所が間接的に監督する。
a 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、定期的に家庭裁判所に報告をしなければならない。
b そのために、任意後見監督人はいつでも任意後見人に対して事務の報告を求め、または任意後見人の事務や本人の財産の状況を調査することができる。また、家庭裁判所から任意後見監督人に対して、監督についての必要な指示がされることもある。
→ 任意後見人の解任（任8条）
a 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族または検察官の請求によって、任意後見人を解任することができる。
b 解任請求がない場合に、裁判所が職権で任意後見人を解任することはできない。

Q7 途中で任意後見人を変えたいになったら？ 発効前と発効後では？

- 任意後見受任者・任意後見人を変えるには、任意後見契約の解除という手続きを踏む必要がある。
- 任意後見監督人の選任前の解除（任9条1項）
 - a 公証人の認証（公証人法58条以下）を受けた書面によることが要件とされている。
 - b 上記の方式による限り、各当事者は、委任の一般原則（民651条第1項）のとおり、原則として「いつでも」任意後見契約を解除することができる。
- 任意後見監督人の選任後の解除（任9条2項）
 - a 本人または任意後見人は、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。家庭裁判所の許可を得た後、相手方に対して契約解除の意思表示をすることになる。
 - b 任意後見人が職務を辞任したいときは、この手続きを取る。

任意後見制度 利用までの流れ

① 誰と任意後見契約を結ぶか考える

成人であれば、親族、友人、専門職など、あなたが信頼できる誰とも任意後見契約を結べます。(破産者、本人と訴訟関係にあるなど法律でふさわしくないと定めている人を除きます) 契約ですので、相手の方の了解が必要です。



※任意後見制度について、詳しく知りたい場合は、成年後見センターでご案内しています。

② 任意後見契約の内容を考える

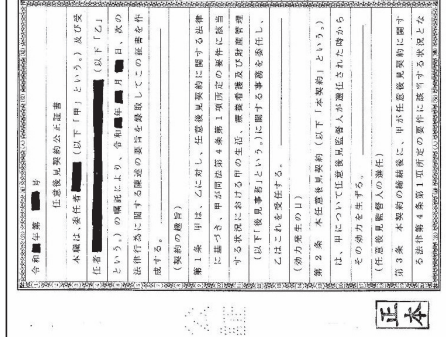
介護や生活面の手配、財産の管理など何を手伝ってほしいのか、報酬はいくらにするかなどを任意後見受任予定の方と相談し、契約内容を検討・合意します。
合わせて、見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約を結ぶかどうか、また公正証書遺言を作成するかどうかも検討します。

見守り契約：判断能力の低下がないか、定期的に確認する契約
財産管理委任契約：判断能力は十分でも身体状況により、財産を管理してもらう契約
死後事務委任契約：葬儀、納骨、清算、身辺整理等、亡くなった後の事務を委任する契約

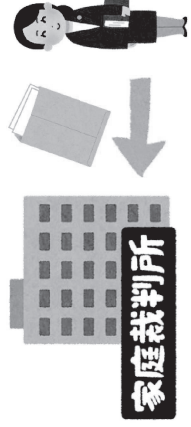
③ 公証人立会いのもと、任意後見契約を締結する

②で決まった内容で、公証人立会いのもと、任意後見契約 公正証書を作成します。

※この時点では、まだ任意後見人ではなく、任意後見受任者です。



④ 本人の判断能力が低下したら、任意後見受任者等が家庭裁判所へ「任意後見監督人選任申立」をする



⑤ 任意後見監督人が選任され、任意後見人の活動が開始!



チェック!

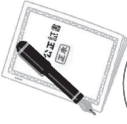


日本公証人連合会
任意後見契約 Q&A

成年後見センターだより 第21号

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター
令和4年12月1日発行

もっと知りたい! 任意後見制度

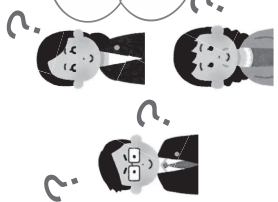


ひとり暮らしで、親族は遠方...。認知症になったら、ヘルパーの手配や財産管理を誰かにお願いできないかしら...

持病で入退院をすることが増えました...。入退院や将来の施設入所の手続きを自分一人でやっていくには不安がある。お願いできる人がいてくれると安心するんだけど...

任意後見制度の利用をしたいけれど、誰に頼んだらいいの? 親族? 専門家?

身近に専門家の知り合いはいないし、相談できる人もいないの...

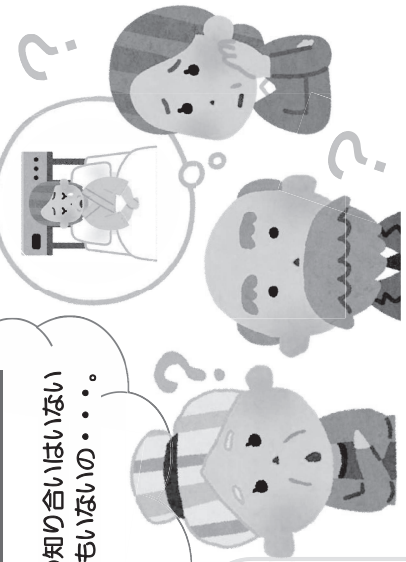


◆任意後見制度って?

認知症や病気などによって判断能力が低下すると、施設入所・入院に関すること、財産管理に関する事務、定期的な収入・支出や支払いの管理など、日々の生活に必要な契約事務がでさなくなります。

その時に備えて、あらかじめお願いしたい人と内容を取り決めておき、公正証書による契約として、任意後見契約を締結します。
元気づちから「自分らしい生き方を自分で決める」それが任意後見制度です

今号では、実際に任意後見制度を利用するときの流れに沿って、任意後見制度に関する説明をします。
任意後見制度に関心はあるけれど、どこから始めていいかわからない...という方、ぜひご覧ください!



任意後見人ができること、できないことって何ですか？

任意後見人ができるのは、以下の①②のうち、任意後見契約で決めた内容

- ①介護や生活面の手配 ⇒ 生活・医療・介護・福祉にかかわる契約
- ②財産の管理 ⇒ 預貯金や不動産等の管理、年金の管理、生活費の支払い等

任意後見人のできないこと（①～③は親族として行う事はできません）

- ①医療行為の同意、②保証人や身元引受人になること、③食事の世話や実際の介護
- ④結婚や離婚、養子縁組などの手続き



任意後見制度を利用するとき、いくらかかるのですか？

①任意後見契約までにかかる費用

★任意後見契約書 2～3万円程度

（公正証書作成料、謄本費用、登記手数料等）

※公正証書以外の場所でも手続きが可能です。

その場合、追加で1.5～3万円程度（公証人日当、加算料金、交通費等）が必要ですが、

②任意後見契約後にかかる費用

★任意後見監督人選任申立の費用 1～2万円程度

（医師の診断書、収入印紙・郵券、住民票等）

★任意後見人の報酬：契約で定めた額

※専門職の場合、月2～5万円程度（財産により）

※親族が無報酬で受任するケースもあります

★任意後見監督報酬：家庭裁判所が定めた額

※月1～3万円程度（財産により）



チェック！

記載の金額は、参考値です。「契約」なので、内容をよく確認しましょう！

亡くなった後の葬儀、埋葬、家財の片づけを任意後見人に頼めますか？

任意後見契約は被後見人が亡くなった時点で契約が終了します。任意後見受任予定者等とあらかじめ死後事務委任契約を結び、他の制度で備えましょう。

豆知識

★あんしん居住制度：葬儀（火葬）の実施、残存家財の片付けのサービスなどが提供される制度。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

Tel 03-5989-1784



知人に任意後見人を頼み、了解を得たのですが、このあとどのように手続きを進めればよいのですか？

まずは、お近くの公正証場でご相談ください。

任意後見契約の内容を、依頼主と任意後見受任予定者で決め、公証人立会いのもと、任意後見契約公正証書を作成します。

新宿区内の公正証場を、4面でご紹介しています！

新宿区内の公正証場



新宿区内には3つの公正証場があります。どの公正証場でも任意後見の相談、任意後見契約の締結ができます。ご相談を希望の方は、必ず事前に予約をしてから行くようにしてください。

高田馬場公正証場

新宿区高田馬場3-3-3
N1Aビル5階
Tel 03-5332-3309



新宿御苑前公正証場

新宿区新宿2-9-23
SVA X新宿日館3階
Tel 03-3226-6690



新宿公正証場

新宿区西新宿7-4-3
升本ビル5階
Tel 03-3365-1786



予告

任意後見講座のお知らせ

任意後見制度に関する講座を令和5年3月に開催する予定です。制度の仕組み、利用の流れなどを分かりやすく解説します。任意後見制度について、もっと詳しく知りたいという方はぜひご参加ください。詳細を随時発信していきますので、詳しくはQRコードをチェックしてください！



新宿社協の活動やお知らせを発信しています。
新宿社協 公式 SNS



Facebook、Twitter 情報全般
を不定期で発信
LINE は毎月1日、15日発信

新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

（新宿区社会福祉協議会内）

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日除く）

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。

